

公 告 第 206 号
令和 6 年 3 月 29 日

被 保 険 者 各 位

三越伊勢丹健康保険組合
理 事 長 白 藤 淳
(公 印 省 略)

規 程 の 制 定 お よ び 一 部 変 更 に つ い て

このたび、下記のとおり規程の制定および一部変更しましたので、公告いたします。

記

1. 「禁煙治療費用補助金支給規程」を別紙「新旧条文対照表」のとおり制定する。
2. 「財産管理規程」の一部を別紙「新旧条文対照表」のとおり変更する。

附 則

この規程の変更は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

以上

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p><u>三越伊勢丹健康保険組合</u> <u>禁煙治療費用補助金支給規程</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(目的)</u></p> <p><u>第1条</u> この規程は三越伊勢丹健康保険組合(以下「組合」という)の被保険者が、禁煙を目的に、医療機関の禁煙外来等を受診し費用を負担したときに、その費用の一部を補助することにより、禁煙の機会を広く与え、かつ推奨し疾病予防ならびに健康の保持増進を図ることを目的とする。</p>	
<p><u>(支給対象者)</u></p> <p><u>第2条</u> 組合に加入する20歳以上の被保険者を対象とする。</p>	
<p><u>(支給要件)</u></p> <p><u>第3条</u> 次の各号にすべて該当した場合に補助金の支給を行うものとする。</p> <p>①日本国内の医療機関において禁煙外来を受診すること。</p> <p>②事前申請後、禁煙外来による禁煙治療を完了し、禁煙したと組合が認定すること。ただし、禁煙成功の認定方法は、毎年度取り決めるものとする。</p>	
<p><u>(支給額・支給回数)</u></p> <p><u>第4条</u> 支給額は、禁煙外来等の受診に要した費用の総額から5,000円を差し引いた額とする。但し、支給回数が2回を超える場合には、支給額は禁煙外来等の受診に要した費用の総額から10,000円を差し引いた額とする。なお、いずれの場合にも、支給の上限額を15,000円とする。</p> <p>2 前項により算出した額に100円未満の端数がある時は、その端数は切り捨てるものとする。</p> <p>3 支給は1人につき、1年度に1回とする。</p>	
<p><u>(支給申請手続)</u></p> <p><u>第5条</u> 補助金を申請しようとする者は、禁煙外来治療完了後、1か月以内に次の申請書類を組合に提出しなければならない。</p> <p>①禁煙治療費用補助金支給申請書</p> <p>②禁煙外来治療費であることが明記された医療機関の全ての領収書(コピー可)</p>	
<p><u>(補助金の不支給)</u></p> <p><u>第6条</u> 次の各号のいずれかに該当する時は、補助金の支給を行わないものとする。</p> <p>①禁煙治療を途中で中断した場合</p> <p>②禁煙補助薬(禁煙用パイプ、ニコチンガム、ニコチンパッチ等)を個人で購入した分についての費用</p>	
<p><u>(補助金の返還)</u></p> <p><u>第7条</u> 組合は、申請内容と事実が異なると判断した場合は、補助金の返還を求めることができる。</p>	

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項については、その
都度組合で定める。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

新旧条文対照表

変 更 後	変 更 前
<p>三越伊勢丹健康保険組合 財産管理規程</p> <p>(財産の分類及び定義)</p> <p>第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 固定資産</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 温泉受給権</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 電話加入権</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 借地権、借家権</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 水利権</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(削る)</u></p> <p>ハ 略</p> <p><u>附則</u></p> <p style="padding-left: 20px;"><u>この規程は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>三越伊勢丹健康保険組合 財産管理規程</p> <p>(財産の分類及び定義)</p> <p>第3条 この規程において財産とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 略</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>四 固定資産</p> <p>イ 略</p> <p>ロ 無形固定資産</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 温泉受給権</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 電話加入権</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 借地権、借家権</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 水利権</p> <p style="padding-left: 20px;"><u>(5) ソフトウェア</u></p> <p>ハ 略</p>